

2023年6月8日

東大和市長 和地仁美 殿

自由と人権代表 榎本清

東大和市桜が丘 1-1449-9-325

電話 090-1884-5757

mail : eno-takanosu1737@bbm-a.jp

要請書

2023年5月17日、中央公民館館長によりチラシ配置を拒絶され、その内容について不当な書き換えを強要された事件（「チラシ配置拒否事件」2021年2月24日）の判決が東京高等裁判所で言い渡され、同年6月1日、被告東大和市が上告しなかったことにより確定判決となった。

東京高等裁判所の判決は、東大和市中心公民館長 佐伯芳幸による行政手続法第7条違反を認め、被告東大和市が国家賠償法第1条1項による損害賠償責任を負うと認定するものであった。被告東大和市は速やかにこれに従うとともに、誠意をもって被害当事者に対応するように求めるものである。

この件に関し、被告東大和市長に対し申し入れたき議があり、可及的速やかに被害当事者との面談を実現するよう要請する。

【回答方法】 メール及び文書（郵送）

【回答期限】 2023年6月15日（木）

【連絡先】 自由と人権代表 榎本清（冒頭参照）